

事務局よりの お知らせ



令和7年2月1日 (公社)野田市シルバー人材センター

TEL 野田事務所 04-7125-2300

関宿連絡所 04-7196-2558

URL <https://www.sjc.ne.jp/noda/>

1/17 現在 会員数 799名(男性 601名 女性 198名)

■ シルバー人材センターの契約関係の見直しについて

令和6年11月1日に「フリーランス法」(「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」)というものが施行されました。この法律の趣旨※を踏まえ、シルバー人材センター会員が請負・委任の形態で就業する契約の形式について、令和7年度より契約方法の見直しを徐々に行っていきます。

※フリーランス法とは？

個人が事業者(特定受託事業者。いわゆるフリーランス。シルバーの会員も該当)として、受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者(特定業務委託事業者。いわゆる発注者)に対して、給付の内容(いわゆる報酬)その他の事項の明示を義務付けたもの。

これまでの契約方法は、シルバー人材センターが発注者から受託した仕事を、会員に再委託する方法となっております。しかし、これだと発注者と会員との間で直接的な契約関係が生じる構造となっております。このため会員の皆さまが、フリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する形式にする必要があります。

会員の皆さまにおかれましては契約方法見直しへのご理解をお願いします。

1 会員とセンターの関係

構造的には発注者と会員との間で契約関係が生じることとなりますが、実務面では現在と基本的に変わることはありません。センターは、発注者と会員の間に入って様々な調整を行います。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが責任をもって対応します。会員の皆さまには、今までどおり安心して仕事に就いていただきたいと思います。

2 会員と発注者の関係

まず発注者からセンターとの間でシルバー人材センター利用契約を締結します。その上でセンターからお仕事をお願いしたい会員に対して業務の内容や報酬の額などをお示し(口頭説明を含む)します。その上で、就業につくことへの承諾(同意)をいただきましたら、発注者との間にも契約関係が成立することとなります。なお、業務の内容や報酬の額などをお示しの仕方ですが、発注者が事業者の場合は、就業前に業務内容や報酬の額などを記載した「会員業務仕様書」を書面または電磁的方法により明示することとなります。

3 会員業務仕様書の明示について

会員への「会員業務仕様書」の明示について、来所による手渡しや郵送等では、時間や事務負担がかかり非効率となります。そのため、センターでは基本的には「会員業務仕様書」を「smile to smile」にて明示することとします。パソコンやスマートフォンをお持ちでない会員はご要望あればセンターより書面にて交付いたします。